

令和4年 第3回 安芸太田町議会定例会会議録

令和4年6月9日

招集年月日	令和4年6月3日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和4年6月3日午前10時05分			議 長	中本 正廣
	閉 会	令和4年6月9日午後 2時23分			議 長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	6 番	大 江 厚 子		7 番	影 井 伊久美	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病 院 事 業 管 理 者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総 務 課 課 長 補 佐	郷 田 亮		安 芸 太 田 病 院 事 務 長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼 加 計 支 所 住 民 生 活 課 長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼 筒 賀 支 所 住 民 生 活 課 長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
	衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—	
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和4年6月9日

議案等番号	件名
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (安芸太田町税条例等の一部を改正する条例)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (安芸太田町介護保険条例の一部を改正する条例)
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額の決定及び和解について)
議案第46号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (穴辺地消防施設)
議案第47号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (二郷辺地消防施設)
議案第48号	安芸太田町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
議案第49号	町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起について
議案第50号	令和4年度安芸太田町一般会計補正予算(第2号)
議案第51号	令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第52号	令和4年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第53号	令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第54号	令和4年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
議案第55号	令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第56号	財産の取得について
議案第57号	工事請負契約の締結について
陳情第5号	津浪地域太田川河床の堆積土砂の取り除き及び河川内樹木除去に関する陳情について
陳情第6号	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について
	閉会中の継続審査について
	閉会中の継続調査について

令和4年第3回定例会
(令和4年6月9日)
(開会 午後1時30分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 承認第3号

日程第2. 承認第4号

日程第3. 承認第5号

日程第4. 承認第6号

○中本正廣議長

日程第1、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町税条例等の一部を改正する条例）から、日程第4、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）までの4件を一括議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。はい、沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長兼会計課長

はい、失礼します。承認第3号、安芸太田町税条例等の一部を改正する条例について説明します。固定資産税について、土地の負担調整措置ですが、令和4年度に限り、商業地等の宅地に係る課税標準額の上限幅が、評価額の2.5%までとなります。住宅用地、農地などについては現行のとおり5%です。個人住民税について、住宅ローン控除ですが、これはマイホームを新築、購入などする人に関係するものです。そもそも住宅ローン控除は、住宅ローンを組んで、マイホームを新築または購入をする人に対して、年末時点でのローン残高の1%の税金が戻ってくるというものでした。今回の税制改正では、控除率が1%から0.7%に引下げられました。住民税としては、所得税額から控除し切れなかった額を所得税の課税総所得金額等の5%、最高9万7500円の控除限度額の範囲内で、個人住民税総額から控除するものです。

続いて承認第4号、安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。国保税について、基礎課税額の課税限度額が63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が19万円から20万円に上げられました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国保税の減免措置に対する財政支援が、令和4年度も継続されることとなったため、減免対象年度を令和4年度分までに延長するものです。それから、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、原則4月1日から施行されることから、税条例、国保税条例、いずれの改正、いずれについても所要の

改正を、専決処分で行ったものです。以上です。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長

○伊賀真一健康福祉課長

はい。失礼します。それでは承認第5号の安芸太田町介護保険条例の一部改正に関する条例について、明申し上げます。今回の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少したこと等による、第1号介護保険料の減免措置について、令和4年度分についても介護保険料の減免に対します国の財政支援が継続されることになったため、今回一部の改正するものでございます。対象となります保険料は、令和4年度分ということで令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、納付期限を設定しているものでございます。なお、令和3年度分と比較しまして、減免の要件でございますとか、減免割合についての変更はございません。説明は以上です。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長兼会計管理者

はい、承認第6号に関しまして、専決処分書の読み上げをもって詳細説明とさせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解について、令和4年1月28日午前10時30分、安芸太田町大字寺領2746番地付近で発生した電話線切断事故について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をするものでございます。1、本件事故による損害賠償額として、安芸太田町が8万5274円を支払う。2、本件事故に関し、その他一切の費用等は、双方とも請求しない。3、上記各項により本件事故は解決をする。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は、承認第3号から承認第6号までについてを別々に行います。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(安芸太田町税条例等の一部を改正する条例)を、起立により採決します。承認第3号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(安芸太田町税条例等の一部を改正する条例)は、これを承認することに決定しました。

次に承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を、起立により採決します。承認第4号については、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、これを承認することに決定しました。

次に承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、（安芸太田町介護保険条例の一部を改正する条例）を、起立により採決します。承認第5号については、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成者起立 ）

起立総員です。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町介護保険条例の一部を改正する条例）は、これを承認することに決定しました。

次に承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）を起立により採決します。承認第6号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成者起立 ）

起立総員です。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）は、これを承認することに決定しました。

日程第5. 議案第46号

日程第6. 議案第47号

日程第7. 議案第48号

日程第8. 議案第49号

○中本正廣議長

日程第5、議案第46号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定について（穴辺地消防施設）から、日程第8、議案第49号、町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起について、までの4件を一括議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。二見企画課長。

○二見重幸企画課長

議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。次のページに、総合整備計画を付しておりますので概要を説明させていただきます。当該計画の対象辺地は、穴辺地でございます。辺地の1番、辺地の概況は記載のとおりでございます。2番、公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、修道地区の広域避難所である修道活性化センターに隣接して、団員詰所機能を有する消防施設を整備し、避難住民の不安と団員の環境を改善するものでございます。3、公共的施設の整備計画でございますが、令和4年度、令和5年度

の2年間の計画でございます。事業費に関しましては設計226万4000円、工事3300万円、合計3526万4000円の計画額でございます。

続きまして、議案第47号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、総合整備計画を別紙のとおり定めることについて議会の議決を求めるものでございます。次の、2、総合整備計画を付しておりますので、概要を説明させていただきます。当該計画の対象辺地は、二郷辺地でございます。辺地の概況につきましては記載のとおりでございます。公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、平見谷地域において消防水利を安定的に確保するため、防火水槽を整備するものでございます。3、公共的施設の整備計画でございますが、令和4年度1年間でございます。事業費に関しましては683万3000円の計画額でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長兼会計課長

議案第48号、安芸太田町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてですが、これは、この条例の条文が引用する租税特別措置法施行令の条項ずれの改正が行われたため、改正するものです。以上です。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

議案第48号、失礼しました、議案第49号です。失礼しました。町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起について。次のとおり、訴えを提起することについて地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。1、事件の名称、町営住宅滞納家賃支払請求及び建物明渡事件。2、原告及び被告、原告、安芸太田町大字戸河内784番地1、安芸太田町。被告、安芸太田町大字中筒賀1385番地、上田誠。3、事件の内容、安芸太田町大字中筒賀1385番地に所在する町営住宅62.29平方メートルについて、賃貸借契約における滞納使用料の支払いに関し紛争が生じたものであります。4、訴えの趣旨及び原因。訴えの趣旨、滞納家賃の一括支払及び建物明渡を求めるものでございます。(2)訴えの原因。上田誠と町営住宅の賃貸借契約を締結しているが行方不明になっており、借入人の滞納家賃の支払いをしないことによるものでございます。5、6につきましては、記載のとおりでございます。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

今の議案第49号についてですが、今年の3月の定例議会で、別の津浪でしたかね、同じように訴訟ということだったんですが、これとは直接関係ありませんけど、同じような内容なので、その後の経過についてと、それから今回はまた3月のとは少し、内容が少し違うのかなと思うんですね。この度、この上田さんが経済的にどういう状況なのか、ちょっと家庭的には大体分かるんですけど、そういうところを含めて福祉的な支援というか、措置というか対応ができた上で、こういう訴訟というところへ行き着いたのか、その辺をお伺いします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。まず1点目、3月定例議会での訴訟の件ですけど、現在、3月議会で承認をいただきまして、裁判所のほうに送らせていただいています。裁判所のほうもですね、順番があつて、今は順番待ちという状態で、それで順番来ましたら、また情報が入ると思いますんで、その時に改めてお知らせさせていただきたいと思います。今回の被告の件なんですけど、本人がですね、結局、今のところ行方不明ということで、住所は変えられておるようなんですけど、住民票までは変えてないんですけど、住所変えられとって、そこへ郵便局のほうへの変更の届出がありますよね、そちらのほうはされとるようなんです。ただ、どちらに行かれてるか分らなくて、生活的に困窮されてるかどうかが全く分からない状態です。なので、まず、今弁護士の方とも話をしてるんですけど、これを承認いただきましたら、その辺も弁護士のほう、ちょっと事務所からまずあたってみるということで話を今進めています。なので、そこで住所を確定しましたら、その辺は改めて調べさせていただきたいと。もしそれが困窮されておるようであれば、そういう対応もできると思いますんで、はい、そのほうで対応したいと思っております。よろしくをお願いします。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

ということは、そういう対応ができるというのは、裁判を起こすということが、もうそうしないと、その住所も突きとめられないし、そういう対応も出来ないということになるわけですかね。だから御本人のためにもそのほうがいいのか、ということになるんでしょうか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。改めて、裁判をかけるんですけど、内容によっては住所が分れば、確認をさせていただいて、取り下げるわけにはちょっといかないんですけど、その辺りで話はさせていただけるかなとは思っております。まず住所とか探す方向で、それから検討したいと思います。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第46号から議案第49号までについてを、別々に行います。

議案第46号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定について（穴辺地消防施設）を、起立により採決します。議案第46号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第46号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定について（穴辺地消防施設）は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第47号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定について（二郷辺地消防施設）を、起立により採決します。議案第47号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成者起立 ）

起立総員です。したがって、議案第47号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定について（2号辺地消防施設）は、原案通り可決しました。

次に、議案第48号、安芸太田町過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第48号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成者起立 ）

起立総員です。したがって、議案第48号、安芸太田町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

次に議案第49号、町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起についてを、起立により採決します。議案第49号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成者起立 ）

起立総員です。したがって議案第49号、町営住宅滞納家賃支払及び住宅明渡に係る訴えの提起については、原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第50号

日程第10. 議案第51号

日程第11. 議案第52号

日程第12. 議案第53号

日程第13. 議案第54号

日程第14. 議案第55号

○中本正廣議長

日程第9、議案第50号、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）から日程第14、議案第55号、令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。はい。郷田総務課課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

失礼します。それでは議案第50号、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらは、歳入歳出それぞれ1億9449万8000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ78億4044万4000円と定めるものでございます。2条においては地方債の補正をさせていただくものでございます。1枚めくっていただきまして、資料1ページの第1表をご覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、上から、分担金及び負担金が129万4000円。国庫負担金や国庫

補助金で構成する国庫支出金としまして1億36万9000円。県負担金県補助で構成する県支出金として719万9000円のほか、まちづくり基金及び財政調整基金からの基金繰入金を2063万6000円。そして、町債として6500万円、それぞれ歳入予算に充てさせていただきます。続いて2ページ目をご覧ください。歳出でございます。上から、議会費、総務費、民生費、衛生費のほか、農林水産業費、商工費、さらには土木費、教育費につきまして、この表のとおり、所要額をそれぞれ補正するものでございます。なお、今回の歳出の補正につきましては、本年4月1日の人事異動に伴う職員給与費等の組替えの補正分が議会費や、総務費、民生費などに含まれているところでございます。続いて、3ページをご覧ください。第2表の地方債補正でございます。今回の補正につきましては、地方債におきまして地方債の補正に係るものは、社会資本整備総合交付金に係る町道整備事業と、橋梁施設改良事業や、その他、小規模崩壊地復旧事業及び、国県道改良事業に充当するものでございまして、この一覧のとおり、公共事業等債を始めとする起債の限度額をそれぞれ増額して対応するものでございます。恐れ入ります、11ページをお開きいただければと思います。人事異動に伴う職員給与費等の予算の組替えについてですが、ご覧のとおり、議会費に続いて、総務費の1項、総務管理費から、ちょっと23ページまでに渡るんですけども、教育費の5項、保健体育費までの、それぞれ各項目における職員給与費が関係しております。この後の議案でお諮りします、特別会計の補正とあわせて、全体としましては、職員給与費の中ではプラスマイナスゼロとなっております状況です。それでは第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、ただいま御説明をさせていただきました職員給与費の関係以外についてですね、担当課より御説明を申し上げます。まず総務課の部分、私のほうからちょっと説明をさせていただきます。改めて11ページ12ページをご覧ください。歳出の補正ですけども、2款の総務費の一般管理における一般管理事業、旅費がございます。こちらにつきましては主要事業に係る陳情等の対応をする必要ということでありますので、36万円ほど計上をさせていただいております。またその下にありますけれども、住民税非課税世帯等の臨時特別給付金給付事業としまして、令和4年度の非課税世帯への対応ということでございますので、その給付、事務対応のためのシステム改修費等、349万1000円を計上しているところでございます。総務課に係る予算につきましては、以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。失礼します。それでは、健康福祉課のほうから補正予算のお願いでございます。13ページ、14ページのほうをお開きください。下段に民生費、社会福祉費の中で、子育て世帯臨時特別給付金給付事業ということで、今回500万円の補正を上げております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等により、直面する低所得者の子育て世帯に対して給付金を配ることが、国の閣議決定、通達がございました。それに伴いまして、今回、事業費を構成するものでございます。内訳といたしましては、今回94名の方が、一応、対象の見込みとしております。お1人当たり5万円の金額を給付するものです。それに合わせまして事務費等の部分もあわせて計上し、500万という金額を今回計上させていただきました。1ページめくっていただきまして、上段にございます、高齢者生活福祉センター事業ということで、176万8000円予算を計上させていただいております。こちらにつきましては、グリーンスパつつがの展望浴場を利用させていただき、本年3月末で終了といたしました、ひまわり健康浴場の廃止に伴う入浴料金の割引継続の対策として、今回、行うものでございます。あわせまして利用者が増加することに伴い、施設の衛生面を強化していただくということも込めて、洗浄でありますとか、また、配管清掃等に合わ

せまず費用を委託料として合わせて計上し、今回、176万8000円の予算を計上するものでございます。主だったところで申しますと、本16ページの1番下段のほうをご覧ください。母子自立支援員設置事業ということで、290万ほど、今回補正を上げさせていただいております。こちらにつきましては、児童福祉法の第38条の緊急対策に基づきまして、母子、子ども等をですね、母子生活支援施設のほうに急遽入所措置をすることに伴います委託料を計上するものでございます。続いて、1ページめくっていただきまして、17ページ18ページのほうをご覧ください。衛生費、保健衛生費の中に、保健衛生総務管理事業ということで、50万ほど予算のほうを計上させていただいております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染者、自宅療養者等の支援物資配送委託、こちらにつきまして、本年度においても、継続実施させていただくための費用ということで予算のほうを計上させていただいております。その下、疾病予防事業ということで、758万9000円を予算計上しております。こちらにつきましては、コロナワクチンの4回目接種に係ります、システム改修または接種費用等々におきます事業費ということで予算のほうを計上させていただきました。健康福祉課からは以上です。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。予算書 19 ページ、20 ページをお願いいたします。下段にあります、7 款の商工費とですね、観光施設管理費の補正でございます。内訳といたしまして、3 年 8 月、昨年 8 月に発生いたしました、三段峡ぐるの瀬付近の法面崩落復旧工事に伴います、ガードマンの設置に対する委託料の増額でございます。復旧工事につきましては広島県のほうで行い、平日は県のほうで工事と共にガードマンの対応をいたしますが、工事を伴わない土日祝日につきましては町で対応し、観光客を安全に誘導することとし、することとなりましたので、補正予算を計上するものでございます。補正金額は委託料 240 万でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。同じく、歳出の 19、20 ページ中段をご覧ください。6、農林水産業費、2、林業費治山費、工事請負費でございます。小規模崩壊地復旧事業、国の予算内示に伴います補正予算によるもので、民家の裏山の防災工事施工に伴うものでございます。需用費 3 万 5000 円、委託料 89 万 9000 円、工事請負費 1201 万 2000 円、合わせまして 1294 万 6000 円でございます。次ページ、21、22 ページをご覧ください。8 土木費、1、土木管理費、1 土木総務費、土木総務管理事業でございます。12 の委託料でございます。加計スマートインターチェンジフルインター化に伴います検討業務に伴う、道路予備設計の範囲の見直しに伴います委託料 200 万円の増額補正をお願いするものです。続きましてその下です。2、道路橋梁費、道路新設改良費でございます。町道整備事業、こちらは国の予算内示に伴います補正予算によるもので、町道法面の補修工事に伴います委託料 2800 万円、工事請負費 6500 万円の増額補正をお願いするものです。合わせまして、9300 万円でございます。その下です。国道県道、国県道改良事業、国道 191 号、宇佐地区の道路改良事業に伴います旧 J R 橋梁撤去に係る業務委託費の負担金といたしまして、委託料 540、失礼しました。負担金 543 万 4000 円の増額補正をお願いするものです。その下です。橋梁施設改良事業、こちらも国の予算内示に伴います補正予算によるもので、町道橋梁補修工事に伴います委託料 495 万円、工事請負費 4415 万円、合わせまして 4910 万円の増額補正をお願いするものです。よろしくお願います。

○中本正廣議長

はい、上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。議案第 51 号、令和 4 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。このたびの補正は、歳入歳出それぞれ 237 万円を減額し、総額をそれぞれ 8 億 6226 万 8000 円と定めるものでございます。補正の内容は、人事異動に伴う配属先の会計科目への組替えによるものでございます。続きまして議案第 52 号、令和 4 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。このたびの補正は、歳入歳出それぞれ 21 万 8000 円を追加し、総額歳入歳出それぞれ 1 億 5896 万 4000 円と定めるものでございます。こちらにつきましても、人事異動に伴う配属先の会計科目への組替えによるものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは議案第 53 号、令和 4 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 20 万 2000 円を追加し、総額を 12 億 9817 万 9000 円と定めるものでございます。内訳といたしましては、今回の人事異動等に伴う、配置先の会計科目の組替えによるものです。続きまして、議案第 54 号、令和 4 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明をいたします。今回の補正については、歳入歳出それぞれ 25 万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 1934 万 7000 円と定めるものでございます。内訳といたしましては、人事異動に伴います、配属先の会計科目の組替えによるものです。以上です。

○中本正廣議長

はい、武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、議案第 55 号、令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 817 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3083 万 2000 円を定めるのでございます。歳出のページをご覧ください。8、9 をご覧ください。はい、下水道費、下水道施設費、施設管理費、農業集落排水施設管理事業でございます。14、工事請負費です。こちら、本郷浄化センター、ばっ気攪拌装置、故障に伴います修繕の工事請負費 817 万 3000 円の増額補正をお願いするものです。よろしく願います。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、末田議員。

○末田健治議員

議案 50 号、一般会計補正予算、22 ページ。国県道改良事業で、これはいわゆる宇佐の橋梁のカーブの改良だと思いますが、ここは、この箇所は広島市、いわゆる湯来分との関係がある箇所でございます。お尋ねする点は、広島市の負担分等は、当然予算はないんですが、負担はあるんですか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。こちらちょうど 191 をまたいでる旧 J R 橋梁なんですけど、ちょうど道路の真ん中で、ほぼ真ん中ですね、安芸太田町と広島市の境界となっております。なので、この今回の委託費は半々ずつということで、同額を広島市のほう負担されます、今後において今度は工事になりますけど、そちらのほうも、半々で、折半という形になろうと思います。よろしくをお願いします。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい。ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第50号から議案第55号までについてを別々に行います。

議案第50号、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算(第2号)を起立により採決します。議案第50号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第50号、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決しました。

次に議案第51号、令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を起立により採決します。議案第51号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第51号、令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決しました。

次に議案第52号、令和4年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を起立により採決します。議案第52号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第52号、令和4年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決しました。

次に議案第53号、令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を起立により採決します。議案第53号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第53号、令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決しました。

次に議案第54号、令和4年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を起立により採決します。議案第54号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第54号、令和4年度安芸太田町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決しました。

次に議案第55号、令和4年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を起立により採決し

ます。議案第55号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 55 号、令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩といたします。

(休憩 午後 2 時 0 8 分)

(再開 午後 2 時 0 8 分)

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。ただいま橋本町長から議案第 56 号、財産の取得について及び議案第 57 号、工事請負契約の締結についての 2 件が追加議案として提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 56 号及び議案第 57 号を日程に追加し、議案第 56 号を追加日程第 1、議案第 57 号を追加日程第 2 として議題とすることに決定しました。しばらく休憩といたします。

(休憩 午後 2 時 0 9 分)

(再開 午後 2 時 0 9 分)

追加日程第1. 議案第56号

追加日程第2. 議案第57号

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開します。追加日程第 1、議案第 56 号、財産の取得について及び追加日程第 2、議案第 57 号、工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。追加議案として提出者から説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。追加議案の提案説明をさせていただきます。議案第 56 号、財産の取得について。ホイローローダー、除雪車の取得について予定価格が 700 万円を超えるため、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものです。議案第 57 号、工事請負契約の締結について、旧松原小学校解体工事の工事請負契約について、予定価格が 5000 万円を超えるため、安芸

太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、議案第56号、財産の取得について説明をさせていただきます。次のとおり財産を取得したいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。1、財産の取得、ホイールローダー除雪車、2.3メートル級1台。契約の方法、一般競争入札。取得の金額、1244万5000円。4、契約の相手、日本キャタピラー合同会社、広島営業所、所長、石松之人。以上です。よろしくお願ひします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長兼会計管理者

議案第57号、工事請負契約の締結について、詳細の説明をさせていただきます。次のとおり工事請負契約を締結したいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的、旧松原小学校解体工事。契約の方法、一般競争入札。契約の金額、5445万円。契約の相手方、広島県山県郡安芸太田町大字遊谷665番地1、株式会社河本組、代表取締役、河本和雄。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は議案第56号及び議案第57号について別々に行います。

議案第56号、財産の取得についてを起立により採決します。議案第56号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第56号、財産の取得については原案のとおり可決しました。

次に、議案第57号、工事請負契約の締結についてを起立により採決します。議案第57号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第57号、工事請負契約の締結については原案どおり可決しました。

日程第15. 陳情第5号

日程第16. 陳情第6号

○中本正廣議長

日程第 15、陳情第 5 号、津浪地域太田川河床の堆積土砂の取り除き及び河川内樹木除去に関する陳情について、を議題といたします。審査を付託した産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。津田委員長。

○津田宏産業建設常任委員会委員長

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第 95 条の規定により報告いたします。件名、陳情第 5 号、津浪地区太田川河床の堆積土砂の取り除き及び河川内樹木除去に関する陳情。提出者、津浪振興会会長、末田健治。陳情の要旨、河川内には、旧 J R 橋脚が 4 本と、中国縦貫自動車道の橋脚が 2 本存在しており、その影響で土砂が通常でない状況で堆積し、さらに河川内の樹木は根を張り成長し続けているということで、少しの雨でも冠水し地域住民も、余儀なくその都度、避難を繰り返しております。レ組付近の沖から中国縦貫自動車道橋脚下流までの河川に堆積した土砂の撤去と、河川内の立木を除去することを要望する。以上、陳情採択を求める。審査結果です。河川への土砂の堆積状況により、増水時に逆流が発生し、水位上昇による冠水の恐れがあり適切な対応が求められる。よって、採択いたします。なお、津浪地区のみならず、町内、他の場所においても同様な危険箇所がある可能性もあることから、調査や検討そして太田川河川事務所とも調査協力の依頼や要望をしながら進めていきたいと考えております。以上、報告します。

○中本正廣議長

以上で委員長報告を終わります。これから委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第 5 号、津浪地域太田川河床の堆積土砂の取り除き及び河川内樹木除去に関する陳情については起立により採決します。委員長の報告は陳情第 5 号は採択です。陳情第 5 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって陳情第 5 号、津浪地域太田川河床の堆積土砂の取り除き及び河川内樹木除去に関する陳情については、委員長の報告のとおり陳情を採択することに決定しました。

日程第 16、陳情第 6 号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情についてを議題といたします。審査を付託した、総務常任委員会委員長からの報告を求めます。はい、末田委員長。

○末田健治総務常任委員会委員長

令和4年6月6日、安芸太田町議会議長、中本正廣様、総務常任委員会委員長、末田健治。審査報告書、本委員会に付託された陳情審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。件名は陳情第6号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情。提出者は、辺野古を止める、全国基地引き取り緊急連絡会の代表、漆谷ひとみさんであります。陳情要旨は記載のとおりでございます。審査結果、この陳情については、願意の妥当性が弱く、陳情者の実態も不明確である、また陳情者は町内の住民または事業者ではなく、聞き取りができないということは町議会の権限を外れたものでもある。そして今次国際情勢からすれば、総合的な見直しが必要な時期であり、沖縄の問題を限定して、一議会が採択することは不相当と判断する。よって不採択といたします。以上。

○中本正廣議長

これで委員長の報告を終わります。これから委員長に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号、沖縄を捨て石にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情についてを起立により採決します。委員長の報告は、陳情第6号は不採択です。陳情第6号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって陳情第6号、沖縄を捨て石としない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情については、委員長の報告のとおり、不採択とすることに決定しました。

日程第17. 閉会中の継続審査について

○中本正廣議長

日程第17、閉会中の継続審査についてを議題といたします。総務常任委員会委員長から、陳情第3号、陳情第4号、陳情第7号の3件については、閉会中の継続審査をしたいとの申出があります。お諮りします。この陳情3件については、閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって陳情第3号、陳情第4号、陳情第7号の3件については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第18. 閉会中の継続調査について

○中本正廣議長

日程第18、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。ここで閉会にあたって、町長から発言の申出がありますのでこれを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。発言の機会をいただきましたので、令和4年第3回定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、本会議並びに各委員会におきまして、長時間にわたる御審議をいただき、また令和4年度補正予算並びに関係議案を可決いただきましたこと、深く感謝を申し上げます。本会議並びに各委員会で賜りました御意見については、予算執行並びに業務遂行にあたって、特に念頭に置いて対応してまいります。ようやく、コロナ感染者数が減少傾向となっておりますが、予断を許しません。注意をしながらもアフターコロナを見据え、特に、議会でも御指摘いただきました、地域活動の再開を見据え、取り組んでまいります。また、本定例会においては、水道事業の広域連携への不参加、並びに加計スマートインターのフルインター化について、本町として正式に国に要望することなど、大変大きな判断を表明させていただきました。とりわけ、これらの案件につきまして、議員各位の御理解と、引き続きの御指導賜りますようお願いをさせていただきます。誠にありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で、町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和4年第3回安芸太田町議会定例会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

閉会 午後 2 時 2 3 分
